

農業等就労障害に係る補償についての一部改正について（平. 19. 8. 30. 付施本第1390号(CFA)）
（下線は今回改正部分）

改 正 案	現 行
記 1・2 （略） 3 <u>協議</u>について 特損法施行令第3条ただし書及び第5条第2号ただし書に規定する区域に係る農業等就労障害補償の事案で<u>あつて</u>、2により障害率の修正及び決定を必要とするものは、<u>地方協力局長</u>に協議の上、処理するものとする。	記 1・2 （略） 3 <u>本庁協議</u>について 特損法施行令第3条ただし書及び第5条第2号ただし書に規定する区域に係る農業等就労障害補償の事案で<u>あつて</u>、2により障害率の修正及び決定を必要とするものは、<u>本庁施設部長</u>に協議の上、処理するものとする。